

平成 1 4 年度町政執行方針

平成 1 4 年第 1 回定例町議会の開催にあたり、町政執行の基本姿勢について、その概要を申し述べさせていただきます。

さて、わが国経済は、世界経済のグローバル化の流れの中で、様々な影響を受け、戦後最悪の不況に直面しております。経済発展を支えてきた企業システムや金融システム、そして国の中央集権的制度が時代の変化に対応できず、むしろ経済発展の足かせとなっていることが、不況の大きな要因といわれております。国は、今、こうした経済不況からの脱却を図るため、その根本を変える構造改革政策を強力に推進する中で、国民にある程度の痛みをともなうことへの協力と共感を求め、経済再生に向けた取り組みがなされようとしております。

しかしながら、経済再生や構造改革が遅々と進まない中であって、国・地方とも財政環境は国税などの大幅な減収と、膨大な公債残高を抱え、危機的な状況に至っております。

本町の産業、経済など、町民生活を取り巻く環境は、現下の不況経済のもとで一段と深刻さを増しており、町財政もその影響を大きく受け、一層厳しい情勢にあります。

こうした厳しい時代を乗り切っていくことこそが、町政の舵取り役としての私に課せられた使命であり、町民の期待と負託に応え、まちづくりに全力を尽くしてまいり所存でありますので、議員各位、並びに町民の皆様の特段のご支援とご協力をお願い申し上げます。

まず、町政執行の基本であります、第 4 次総合計画を柱とし、行財政改革大綱に基づく行財政改革実施計画を着実に実施することによって、健全財政を維持しながら、基本計画の各分野における、各種施策の実現に向け、最善の努力を傾注してまいります。

次に、財政運営の全般的取り組みについて申し上げます。本町にお

いても、自主財源である地方交付税収入が減額傾向で推移する一方で、公債費などの義務的経費が増嵩することから、財政の硬直化、悪化傾向は例外ではなく、その中において平成15年度からは、予定された国営事業の債務償還がはじまるなど、益々財源確保に苦慮する厳しい状況にあります。

このような厳しい財政状況に対処し、健全財政を維持していくことが、本町にとって緊急、かつ最優先課題と考え、この実効性を高めるため、平成12年11月に「健全財政維持方針」を策定いたしました。

さらには、この方針の具体的な実行プランとして、平成13年度から15年度の3ヵ年を実施期間とする「行財政改革大綱」及び、その実施計画に基づき着実な実施に向けて、職員ともども取り組みを進めてきているところであります。

平成14年度予算案の編成にあたっては、ただいま申し上げました「健全財政維持方針」と「行財政改革大綱」に基づき、収支バランスの取れた財政構造への変革を目標に、限られた歳入一般財源の中で、いかに町民の負託に応え、効率的な行政サービスを提供していくかを主眼に、予算編成を行ったところであります。

以下、予算執行にあたっての施策推進策を申し上げます。

第4次上富良野町総合計画が目標とする「四季彩のまち・かみふらの～ふれあい大地の創造」をめざし、中長期財政計画を遵守しながら、ハード事業とソフト事業の有機的な連携により、創意と工夫のあるまちづくりを推進してまいります。

まちづくりの4本の柱である「豊かな心の人のまち」、「活力ある産業のまち」、「住みよい快適なまち」、「共に創るまち」からなる施策を推進するために、「新時代をひらく取り組み」、「町民主役の取り組み」、「ソフト重視の取り組み」、「情報発信・受信の取り組み」、「連携のとれた取り組み」の5つの基本方針に基づいて、次の施策を推進してまいります。

まず1つ目の柱は、「豊かな心の人のまち」づくりについてであります。

本年度から「新学習指導要領」が本格的にスタートし、「完全学校週5日制」が実施されるなど、様々な教育改革が推進されます。

このことから、これまで以上に教育委員会、学校、家庭、地域社会との協力、連携により教育、文化、スポーツなどの振興と充実に努めてまいります。

現在、町において、給食センターを運営し、学校給食の提供を行っておりますが、財政と運営の効率化を図るため、本年度より米飯の炊事と給食の配送と回収、及び施設管理業務の一部を民間に委託し、運営を行ってまいります。

また、懸案でありました上富良野高等学校の校舎改築については、町民挙げての熱意が功を奏し、本年度から3ヵ年計画で新校舎建設の決定がなされたとの情報を得ております。

人材育成については、平成9年に本町と三重県津市が友好の提携を結んで以来、本年度で5周年の節目を迎えることから、民間レベルでの交流がより推進されるよう支援してまいります。カナダ国のカムローズ市との国際交流についても、英語指導助手の招へいによる国際理解教育を進めるなど、継続した交流を推進してまいります。

また、男女共同参画の社会づくりを進めるため、「附属機関等の設置及び運営に関する規程」や、現在、策定作業を進めている「上富良野町職員人材育成ビジョン」に基づいた、行政面における男女区別のない人材登用や人事管理に努め、町民生活の中においても男女共同のまちづくりが推進されるよう、啓発に努めてまいります。

福祉対策については、健康対策と連携し、町民のだれもが、いつまでも健康で安心して暮らすことができるよう、町民の健康寿命を伸ば

す取り組みや介護予防事業、生活支援事業、さらには子育てサークル学習会をはじめとした、子育て環境づくりへの支援など、「福祉と健康のまちづくり」を積極的に推進してまいります。

保健福祉活動の拠点となる保健福祉施設の整備については、保健福祉施設調査特別委員会の審議結果や、町民参加の計画検討協議会の意見などを参考にしながら、本年度は実施設計を行い、建設事業費、財源の見極めなど総合的な判断のもとに、平成15年から17年の3カ年計画で整備を進めてまいります。

高齢者福祉・介護保険関係については、「上富良野町新老人保健福祉計画及び介護保険事業計画」に基づき、介護保険サービス内容の一層の充実を図るとともに、生活支援、生きがい活動支援として、引き続き町独自の在宅福祉サービスの充実に努めてまいります。特に、高齢者が要介護に陥ったり、要介護状態がさらに悪化することがないように、脳卒中、転倒骨折、閉じこもりなどを予防する介護予防事業を積極的に展開してまいります。

また、3年目を迎えます介護保険制度については、事業の円滑な運営と定着化を図るために、低所得者の利用料負担軽減措置や在宅サービス利用促進補助などの費用負担の軽減策を、引き続き実施してまいります。

ひとり暮らしの高齢者や高齢者夫婦世帯を対象に設置している緊急通報装置は、老朽化が著しいため、センター装置及び端末機230台を本年度に更新してまいります。

障害者対策については、特定疾患者、腎臓機能障害者への交通費の補助、重度身体障害者へのタクシー料金の助成、日常生活用具の給付事業を、引き続き実施してまいります。また、本年度は精神障害者福祉関連事務が、平成15年度には知的障害者福祉関連事務が市町村に権限委譲されることから、障害者福祉システムの導入など、事務処理体制の整備に万全を期してまいります。

児童福祉については、利用者の期待に応えられる保育所運営をめざし、障害児や乳幼児、一時的に保育に欠ける児童などの受け入れについても積極的に対応してまいります。また、民間活力を導入することにより、特色ある保育サービスの提供と、より効率的な保育所の運営、さらに財政負担の軽減効果も期待できることから、平成15年度に向けて西保育所を委託するよう条件整備などの諸準備を進めてまいります。

保健予防関係については、新寝たきり老人ゼロ作戦事業として、寝たきりの主な原因となる脳卒中などの生活習慣病や、筋骨格系疾患の予防活動に引き続き取り組み、自立高齢者の多いまちづくりを推進します。また、各種健診事業については、受診率向上をめざし、住民健診と胃がん・大腸がんのセット健診日を増やすとともに、老人保健法の改正により、新たに盛り込まれたC型肝炎ウイルス検査を本年度から実施し、早期発見・早期治療に取り組んでまいります。

国民年金事務については、本年度より、国が保険料収納事務を直接行うことになり、加入者が直接納入することとなりました。町では、これまでも保険料の収納率向上と無年金者の解消を図るため、推進員を配置して業務の推進を図ってきたところでありますが、当面、制度の移行による加入者の不安解消や各種の相談業務に対応するため、引き続き推進員を配置してまいります。

特別養護老人ホームの運営については、利用者一人ひとりの状態やニーズに合わせた質の高いサービスの提供やプライバシーの保護に努めるとともに、ケアプランに基づいた介護サービスを提供してまいります。また、介護請求事務を一元的に処理するため、請求事務システムを整備してまいります。

また、デイサービスセンターの運営については、在宅福祉の拠点施設として利用者ニーズにあった諸行事を取り入れ、健康管理と生きがいのある生活が送れるよう、サービスの向上と地域に密着した施設運

営に努めてまいります。

国民健康保険事業については、さらに制度改正が予定されるなど、その環境がめまぐるしく変化しております。

その様な状況にあって、国保事業の安定した運営をめざすためには、財政基盤安定と医療費の軽減が何より重要であります。本町の疾病の特徴としては、循環器系疾病、とりわけ高血圧症があげられることから、日常的な生活態様により発生する当該疾病を抑制するため、引き続き住民検診事業との連携を図り、眼底検査、心電図検査などにより、高血圧症にともなう各種疾病の早期発見・早期治療を促し、後年の医療費の縮減に努めてまいります。

老人保健事業については、高齢化時代を反映し、毎年、対象者が増加しております。国においても対象年齢の引き上げなどの制度改正が検討されておりますが、制度自体が確立されるまでには、まだ、若干の時間を要すると思われるので、今後の動向を十分見極めながら、対応してまいります。

病院事業については、急激な年齢構成の変化などにより、国の医療保険財政は危機的な状況にあると言われ、安定した保険財政を堅持するため、利用者負担の引き上げをともなう改正など、医療費の抑制策が進展しております。本年度は、診療報酬のマイナス改定が行われることから、病院経営を取り巻く情勢は一段と厳しいものとなっておりますが、病院経営の健全化に努め、地域医療の中核となるべき公的病院の使命と役割を担うため、年次計画で医療機器の整備を進め、診療体制の一層の充実に努めてまいります。

次に、2つ目の柱の「**活力ある産業のまち**」づくりについてであります。

今、農業においてもグローバル化が進み、野菜をはじめとする農畜

産物の輸入が急増している中、消費者や食品産業は良質で安全な食料を求めています。

町の基幹産業である農業の振興を図るため、これらの動向を踏まえ、農業者自らの発想と創意工夫により、第4次農業振興計画に基づく地力増進対策として、国の農業生産総合対策事業の活用と町独自の心土破砕推進事業、推肥増産事業や奨励作物振興事業、水田ほ場条件整備事業などの諸施策を引き続き実施し、関係機関の協力のもとに共同生産体制の推進と生産性向上、経営安定を図られるよう努めてまいります。

農用地の確保と適正な農地行政を推進するため、農業委員会や農協などの農業関係機関との連携を図り、地域農業の担い手に対する農地利用の集積と土地利用の調整を進め、地域の「土地と人」の諸対策を講じてまいります。

農用地利用集積実践事業については、農業経営基盤強化促進法に基づき、効率的で安定的な農業経営を育成するため、国の補助制度を取り入れ、農用地利用改善団体による利用調整活動を通し、認定農業者などへ農用地の利用集積を行うために、利用権を設定する受け手農業者を対象として、事業を実施する農用地利用改善組合への運営支援を、引き続き実施してまいります。

野菜価格安定基金造成事業については、輸入野菜の増加などから国内産の野菜価格が低落し、農業経営に大きな打撃を与えております。

このため、キャベツなどの指定野菜を計画的な生産出荷体制の確立を図り、野菜の生産振興を引き続き推進してまいります。

畜産基盤再編総合整備事業については、規模拡大や経営の効率化を高めていくための自給飼料の基盤整備を重点に、畜舎や家畜排せつ物処理などの関連施設整備を進め、経営体質の強化に努めてまいります。

農業の家族経営形態を確立するため、家族経営協定の締結を推進し

てまいります。また、農業者の老後の生活、福祉向上を図るという農業者年金制度については、本年1月1日から大幅な制度の改正が行われたところであり、政策支援を受けるための青色申告と認定農業者制度を積極的に推進し、農業者年金への加入促進と経営移譲年金などの受給指導に努めてまいります。

農業後継者の配偶者確保対策については、町アグリパートナー協議会と富良野地方アグリパートナー協議会との密接な連携のもと、諸対策を講じてまいります。

道営事業については、畑地帯総合整備事業、担い手育成基盤整備事業、農地防災事業、農道整備事業を引き続き実施してまいります。

国営畑地帯総合パイロット事業しろがね地区については、本年度の完成をめざし、支線用排水路などの整備と通水試験を実施してまいります。また、平成15年度から事業負担金の償還を迎えることから、受益農家、町の負担軽減に向けて、関係機関並びに関係自治体などとの協議、調整を進めてまいります。

民有林の育成については、森林の公益的機能が発揮できるよう人工造林や除間伐事業などの取り組みに対し、道補助事業への上乗せ補助のほか、町独自の助成策を講じてまいります。

商工振興については、長引く消費の低迷が続く中、大型店の進出とともに近隣商業圏への顧客流出によって、町内の商工業の取り巻く環境は、大変厳しい状況が続いています。

こうした状況の中、商工会による経営指導をより一層強化するとともに、次の支援策を講じてまいります。

商店街の活性化を図るため、商業振興条例により、小規模事業者を対象とした店舗の増改築及び商店街が共同で行うサービス向上への取り組みや空き店舗利活用事業などを効果的に進めてまいります。

商工会活動については、商工振興事業に基づき、経営改善普及事業

に対する人件費や事務機器の購入などの事業や各部会の活動などに助成をし、支援してまいります。

また、本年4月から預金の払出しを1千万円まで保証するペイオフ制度が実施されますが、本年度についても預託方式により、これまでと同様に中小企業に対する融資を行い、借入金の利子補給に対する助成と事業資金の円滑な供給に努めてまいります。

企業の振興関係については、国内の製造業が国外に生産拠点を移す中で、本町の企業においても厳しい経営環境にあります。

このため、企業立地とともに、進出企業及び既存企業の定着を進めるため、本年1月には企業振興措置条例の一部を改正し、工場の指定要件の拡大を図り、固定資産評価額を5千万円以上から3千万円以上に緩和するとともに、借入金の利子助成の期間をこれまでの3年から5年に延長する措置を講じたところであります。また、新たに小規模事業者の3百万円以上の生産設備を対象に加え、後継者の確保とともに地域の産業資源を有効活用し、持続性のある経営基盤の確立を支援してまいります。

労働行政については、雇用情勢が厳しさを増す中で、北海道の失業率は全国的にも非常に高い状態にあります。このため、国の緊急雇用対策により、本町においても、事業を展開してまいりましたが、引き続き新たな国の緊急雇用対策事業を活用しながら、公園などの整備による雇用の創出を図ってまいります。また、富良野地域人材開発センターに対する費用負担を行い、機動的な職業訓練の実施に努めてまいります。

観光客誘致については、地元観光協会をはじめ、富良野地域の市町村との連携により、広域的観光を一層推進するとともに、地元産業との結びつきを強め、体験型観光の推進、観光ボランティアの育成、パンフレットの見直しや改善を図ります。また、旅行会社などにリアルタイムな観光情報をインターネットで提供するなど、安価で、より効

果的な観光宣伝活動に努めてまいります。

また、昨年実施して好評でありました、ラベンダーシーズンの駐車場無料化と山頂展望台へのシャトルバスの運行についても、引き続き実施してまいります。

次に、3つ目の柱の「**住みよい快適なまち**」についてであります。

将来のまちの市街地整備基本方針を定めた都市計画マスタープランを推進する観点から、駅周辺を中心とした市街地整備を町民、商業関係者、まちづくり活動関係者などからの提言と、道や関係機関との調整を図り、地域住民や民間企業との話し合いを重ねながら、都市計画の決定など、事業化に向けた作業を進めてまいります。

道々上富良野停車場線から繁華街を結ぶ、通称銀座通りの整備については、町民の社交の場、日ごろの疲れを癒し、明日への活力を見出す場として、市街中心部を構成する極めて重要な場所が繁華街であるとの認識から、装飾歩道の敷設やデザイン街路灯の設置など、楽しくより安心な、歩行者に配慮した整備を、住民参加型の手法により、進めてまいります。また、整備後においても地域住民による主体的な活動への支援も視野に入れた取り組みを進めてまいります。

議会をはじめ、多くの町民の方から意見が寄せられておりました町内主要施設への誘導案内サインの整備については、花人街道237案内サインガイドラインとの協調を図りながら、町民、来町者にわかりやすい、統一された誘導サインの設置を計画的に進めます。

この度、北海道においては「北海道美しい景観のくにづくり条例」、いわゆる景観条例を制定し、本年4月から施行されます。この中では、道民、事業者、自治体がそれぞれの役割を担い、景観を守り、創り、整えることを目的に、必要な施策についても明記されています。本町においても、景観に関心を寄せられている方々が多いこと、また、自

然をはじめとする良好な景観の維持は、町民のみなさんが生活を営むうえでも必要不可欠なものであると言えます。このことから、本年度は、この財産を未来に継承していくためにも、景観条例の制定を視野に入れた、基本調査を進めてまいります。

公園事業については、日の出公園、島津公園の施設管理業務を(株)上富良野振興公社に委託し、より効率的な施設の管理運営に努めてまいります。

平成11年に買収しました日の出公園西斜面整備を公園事業の補助を受け、園路整備などを行ってまいります。日の出公園の花壇などの整備については、ラベンダーの植え替えを引き続き行います。また、森林部については、土壌調査を行い、町民の声や関係機関の助言をいただきながら、植林を進めてまいります。

地区公園、街区公園の整備点検については、本年度から5ヵ年計画で進めるとともに、要望の多い日の出公園エントランスゾーンの噴水とせせらぎ水の供給を、町水道の循環方式から地下水の利用に変更し、幼児などが安心して水と親しめるように改善を図り、地域の交流の場、憩いの場として楽しく利用ができるよう努めてまいります。

町営住宅整備については、町の町営住宅再生マスタープランに基づき、泉町北団地の建替全体計画に着手し、高齢者に配慮した3棟24戸の建設を進める計画で、本年度は1号棟8戸の建設を行ってまいります。既設町営住宅については、「町営住宅ストック総合活用計画」に基づき、住居改善と建替計画の見直しを進めてまいります。また、扇町団地の4棟の屋根葺き替えを行うとともに、町営住宅の適正な維持管理に努めてまいります。

飲料水供給施設整備事業については、水道未普及地域である清富地区に本年度から2ヵ年計画で施設を整備してまいります。本年度は根幹的な施設として浄水場及び配水池などの建設に着手し、平成15年度上半期の完成をめざし、安全な水の安定供給に努めてまいります。

上水道については、昭和48年の供給以来、稼働している電気計装設備の老朽化により、本年度に設備の更新を行ってまいります。また、老朽管の計画的更新を進めるとともに、漏水防止に努め、有収率の向上を図り、公共の福祉の増進と企業の経済性発揮という使命をもって、経営の健全化に努め、豊富低廉で良質な水の安定供給を図ってまいります。

公共下水道については、計画的な事業の推進を図り、本年度、光町、西町地区の汚水管渠工事を実施してまいります。また、管渠整備にともなう汚水量の増加に対処するために、昨年度から整備を進めておりました水処理施設の3池目を本年度完成させ、引き続き未普及者の水洗化を督励し、衛生的で快適な生活住環境の向上に努めてまいります。

浄化センターの管理運営については、本年度より、従来の運転管理業務に維持管理業務を加えた一部包括委託方式をとり、さらなるコストの縮減を念頭に、公共用水域の水質保全に努めてまいります。また、発生する汚泥の量も毎年、増加しますが、緑農地還元を基本とした土づくり対策への有効利用を図ってまいります。

ごみの処理については、循環型社会形成をめざした中で、国の容器包装リサイクル法が制定されて以来、廃棄物の資源化が急速に進展してまいりました。本町においても、分別収集推進のため、富良野生活圏における広域分担処理体制や関係施設の整備を進め、資源のリサイクル体制を向上させてまいります。

広域分担処理における基本的な合意事項として、1市町村が1処理を担うものとし、本町においては、クリーンセンターの最新設備により、粗大ごみの破碎処理を受け持つことになっており、地域住民の理解を得ることを最優先の課題として取り組みを進めてまいります。

新たな分別を予定している生ごみについては、地域住民のご協力により、昨年、市街地の3地区でモデル分別収集を試行的に行ったとこ

る、良好な結果を得る事ができました。本年10月より受け入れ態勢が整備される富良野地区環境衛生組合汚泥再生処理センターへの搬入に向け、地域説明会などを開催して、きめ細かな周知を図ることにより、市街地区全体でのスムーズな収集を進めてまいります。なお、生ごみの排出減量化促進のため、引き続きコンポストの普及に対して、助成策を講じてまいります。

町では、新たな共同処理体系や分別収集体制を進め、ごみの減量化と資源化の徹底を図ることにより、循環型社会の構築を推進するため、町民のご協力をいただいているところであります。

分別や減量化を進める上では、排出者側のご協力を得ることはもちろん、排出量に応じた公平な受益者負担をいただくことについて、廃棄物減量等推進審議会からもご意見をいただいたところであります。

また、町民や事業者においては、一層の資源化、減量化に向けてご協力をお願いするとともに、ごみ処理に対するさらなる意識の高まりを期待するところであります。また、町財政の健全化を維持するためとごみの減量化のため、最終処理を行う一般廃棄物についてのみ、その処理に要する費用の一部を排出者である町民、及び事業者にご負担をいただくため、一般ごみ、不燃ごみ、粗大ごみの有料化を本年10月から実施したいと考えております。

クリーンセンターの運営については、平成12年12月よりダイオキシン問題により地域や町民にご心配をおかけ致してまいりましたが、設置事業者の責任において各種の原因調査、及び改善策が講じられ、平成13年12月の測定結果で5ナノグラム以下の数値を得ることができました。また、地域住民に対しても、なお一層の安全を確保するため、活性炭利用による運転稼動を行うなどの諸対策の報告も行ったところであります。今後も、本施設の安定稼動に向け、細心の注意を払いながら運営してまいります。

し尿処理については、富良野地区環境衛生組合において、新施設の

整備が進められ、本年11月より全量受け入れの体制が整う予定となったことから、搬出体制の整備を進めてまいります。このことから、老朽化が著しい衛生センターについては残渣処理などを行い、年度内閉鎖に向けての作業を進めてまいります。

交通安全・防犯対策については、町民の誰もが事件や交通事故の加害者・被害者にならないという願いで、何よりも事故発生の抑制を主眼に、引き続き交通安全推進委員会、交通安全協会、防犯協会など、関係機関団体の協力を得ながら啓発活動の充実に力を注いでまいります。

ご承知のとおり、平成13年8月4日には、それまで続けておりました交通事故死ゼロが残念にも617日で途絶えてしまいましたが、その後、関係機関や団体との一致した活動など、多くのご協力をいただき、事故発生件数もわずかではありますが、減少しております。今後も、交通事故死ゼロ500日、1,000日に向けた取り組みを、より一層進めてまいります。

防災対策については、十勝岳噴火などの災害から町民の生命と財産を守るための基本計画である「上富良野町地域防災計画書」を本年度に全面改訂し、現状に即した体制づくりを進めてまいります。また、災害発生時には、適時適切な情報伝達が重要であることから、防衛施設庁所管の民生安定事業により、平成13年度から15年度までの継続事業として、防災行政無線施設の各設備を更新し、整備を進めてまいります。

国においては、公共事業の抜本の見直しが検討されるなど、社会資本整備を取り巻く状況は大きく変化してきております。

このような中で、地域の自立を支えるには社会資本整備の重点化と効率化を図っていく必要があるという認識のもと、「環境に配慮した、安心して暮らせる地域社会の形成」、「地域の産業を支える基盤づくり」を基本に据えながら、道路網の整備や、災害から町民を守り、安心し

て暮らせる生活環境を確保するために、河川改修・砂防事業などを国土交通省、防衛施設庁の補助制度を活用し、効率的に事業を推進してまいります。また、町内において、国、道が実施及び計画しております公共事業についても、関係地域住民の意見を反映させながら円滑に事業が促進できるよう、各関係機関との連携をより一層強めながら早期実現に努めてまいります。

道路・河川・橋りょうの整備関係については、国土交通省や防衛施設庁の補助事業などにより、9路線の道路改良・舗装工事、6河川の改修、90式戦車対応として、富原橋の架け換えと、デボツナイ川第2号橋の架け換えを実施してまいります。

街路灯設置事業及び公共施設等サイン設置事業については、防衛施設庁の調整交付金を活用し、計画的に進めてまいります。

除排雪関係については、住民サービスの低下にならないよう、除雪や運搬排雪の強化、路面整正及び交差点の安全対策などを重点的に行います。また、融雪機設置補助融資事業を継続して実施してまいります。

町営バスの運行については、町民の日常生活を支える大切な交通機関であります。特に、児童・生徒や高齢者など自ら移動手段のない町民にとっては唯一の交通手段であるため、路線バスの運行については、昨年同様3台のバスで5路線を運行いたします。また、バス停留所の看板などの整備も進めてまいります。

新しく、町民などへの情報公開の一手法として、「行政ホームページ」を10月1日に開設するよう、計画しております。ホームページに掲載する内容については、組織内において検討する機関を設け、町民生活に密着した情報、町民にお知らせすべき情報、町民が知っていると便利な情報、町民からよく問い合わせがある情報などを掲載する考えであります。

次に、4つ目の柱の「共に創るまち」についてであります。

各自治会へ送付してあります広報啓発などの文書・チラシなどは原則廃止し、新たに「お知らせ版」を毎月25日に発行し、町広報誌への集約化を図るとともに防災行政無線の有効利用により、情報伝達のスピード化と、より充実した情報提供をめざしながら、配布書類の削減と情報の一元化に努めてまいります。

広報・広聴業務については、町民と行政が一体となったまちづくりに取り組めるよう、双方向に情報と意見を交換できる場づくりに努め、行政と町民による協働のまちづくりを進めてまいります。

自衛隊に関しては、基地調整室を総合窓口として、地域活動や行政各分野での連携を図りながら、自衛隊とのより一層の協調関係を築き上げてまいります。また、本年度から90式戦車が上富良野駐屯地に配備されることから、地域周辺に大きな障害が起きないように申し入れを行うとともに、今後の対応策などについて関係機関と十分協議し、万全を期してまいります。

開かれた行政推進については、平成13年10月に施行した情報公開条例及び個人情報保護条例に基づき、様々な機会や手段を通じて、町民との情報の共有化を図り、協働のまちづくりを進めます。特に、情報通信技術の導入と活用については、15年度からの整備に向けて、具体的検討を始めてまいります。

本年度執行される上富良野町農業委員会委員選挙及び本年度末から来年度はじめに執行が予定される北海道知事・北海道議会議員選挙については、公正な執行に努めてまいります。

21世紀初頭における上富良野町のまちづくりの方向を定めた第4次上富良野町総合計画の実現に向けて、組織内の意思統一を図るため、

「課長会議」や「政策調整会議」の場で、施策や行政課題などについての検討、協議を進めてまいります。

町税は町財政の根幹をなすものであり、自主財源としての税収確保は極めて重要であります。

課税にあたっては、適正な課税客体の把握に努め、税負担の公平と公正を期してまいります。

また、納税については、町民のご理解をいただき納期内完納の推進を図るとともに、滞納税につきましても、滞納者に対して足を運ぶ回数を増やし、納入意識の高揚に努め、折衝を重ねることにより生活実態を把握し、納税の約束を取り付けるなど、収納率向上のため職員一丸となり取り組みを進めます。さらに、年3回の徴収強化月間を設定し、昨年に引き続き、管理職全員による町税等滞納処理対策プロジェクトによる徴収と納付督促に一層の努力をしてまいります。

国においては、現在の大変厳しい経済情勢に対応する措置として、平成14年度の地方税制の改正が検討されています。主な改正点としては、個人住民税における非課税限度額の引き上げ、株式譲渡益に係る申告を不要とする特例の創設、新築住宅に係る固定資産税の軽減措置適用期限の延長、固定資産税における情報開示の推進などあります。町においても、地方税法などの改正案の成立を待って、町税条例の改正を行う予定であります。

行財政改革については、平成13年度から15年度の3カ年を期間に、簡素で効率的な行政運営の実施と健全財政維持方針を基調にした行財政改革大綱に基づき、行財政改革実施計画を推進中ではありますが、2年次目となる本年度においては、より具体的な取り組みを進め、最終年次である15年度での目標達成につなげてまいります。

公共工事の入札と契約については、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」が平成13年4月に施行され、透明性の確保や公正な競争の促進が、より強く求められており、発注者として適切

な執行に努めてまいります。また、入札と契約に関する情報の公表や
予定価格の事前公表をはじめ、共同企業体についても、より公正で公
平な取り扱いに向けて制度の改善に努めてまいります。

行政組織については、平成11年に実施した課など組織再編や、一
部スタッフ制の導入を通過点としてとらえ、より横断的、機動的、か
つ効率的な組織改革が必要と考えているところであります。本年度か
ら始まる職員数適正化計画や職員人材育成ビジョンの策定、また、民
間活力の導入などを図りながら、多様化、高度化する行政需要に適確
に対応できる体制の構築と、それぞれの職員が知識と情報を共有し、
様々な施策目標にスタッフ機能が十分発揮できる新たな組織機構への
改革に取り組みます。また、比較的高い水準に位置する職員給与制度
に検討を加えるほか、事務事業の効率的執行による経常経費の削減に
努めてまいります。

以上、平成14年度の町政執行にあたり、所信を述べさせていただきました。



次に、平成14年度予算案の概要を申し上げます。

まず、一般会計の予算規模は78億5,100万円で、前年度当初
予算対比6.7%の減となっております。

一般会計から特別会計及び公営企業会計に対する繰出金及び補助金
などとしては、国民健康保険特別会計には保険税軽減の措置などとし
て、老人保健特別会計及び介護保険特別会計には基準に基づくもの
として、ラベンダーハイツ事業特別会計には事業運営費として、また公
共下水道事業特別会計及び簡易水道事業特別会計には建設費及び公債
費の償還に要する経費などとして、それぞれ計上いたしました。

また、公営企業会計であります病院事業会計には、基準に基づく経
費、経営健全化の経費などとして、水道事業会計には、水道事業にと

もなう負担措置として、それぞれ計上いたしました。

これらの措置を講ずることによりまして、特別会計及び公営企業会計予算は、

国民健康保険特別会計	9億8,720万円
老人保健特別会計	14億5,760万円
公共下水道事業特別会計	8億8,730万円
簡易水道事業特別会計	6,540万円
介護保険特別会計	5億3,320万円
ラベンダーハイツ事業特別会計	2億9,980万円
病院事業会計	11億6,793万円
水道事業会計	2億8,670万円

となっております。

特別会計と公営企業会計予算の合計は 56億8,513万円となり、一般会計予算と合わせた町の総予算額は 135億3,613万円で、前年度当初予算対比 3.3%減、額にして4億6,377万円減の財政規模になっております。

以上、議員各位、並びに町民の皆様のご理解とご協力を切にお願い申し上げます、平成14年度の町政執行方針といたします。

平成14年3月4日

上富良野町長 尾 岸 孝 雄